

第7章 対策の目標と基本方針

1 目標

この基本計画が目指す硝酸性窒素濃度は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法に基づき定められた「地下水の水質汚濁に係る環境基準」とします。

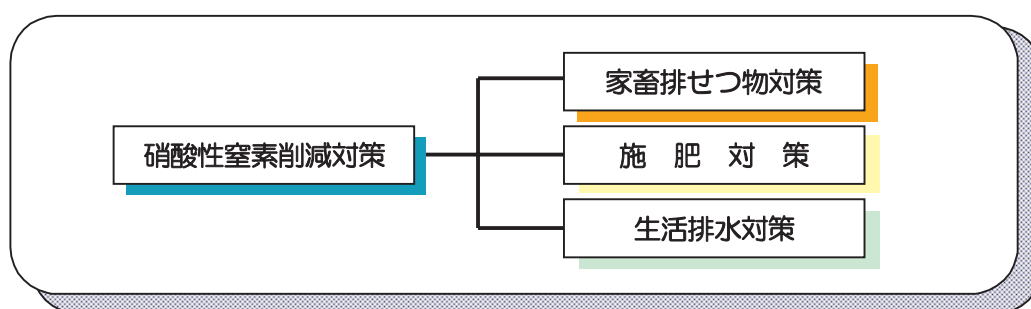
この環境基準が速やかに達成され、かつ、維持されるよう努める必要があります。なお、「水道法に基づく水質基準」においても、同じ値が採用されています。

都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画の目標
すべての井戸の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度を平成32年度までに10mg/L以下とする

2 対策の実施に当たっての基本的な考え方

(1) 硝酸性窒素削減対策

良質な地下水の保全のための硝酸性窒素削減対策の大きな柱は、「家畜排せつ物対策」、「施肥対策」、「生活排水対策」です。その他、工場・事業場対策や調査・研究なども実施していきます。



(2) 実行計画の策定

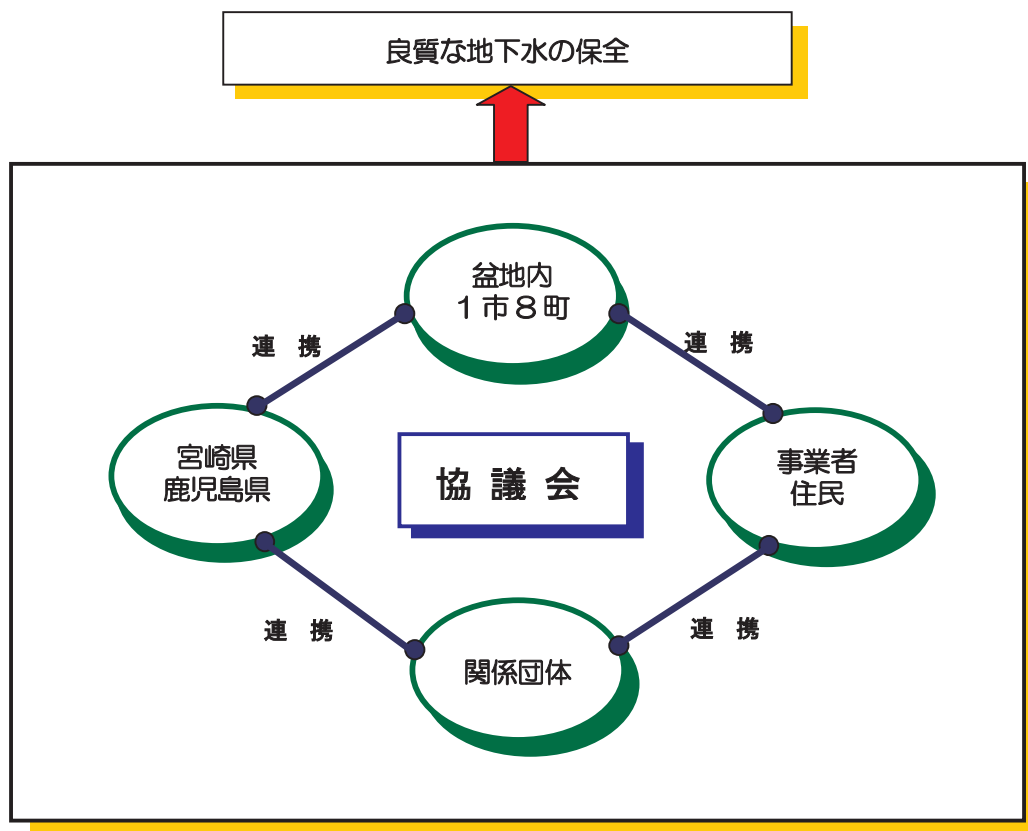
硝酸性窒素削減対策を順次実施しても、水質が改善されるまでに長期間を要すると見込まれること、今後の技術の進展にあわせて追加的な対策を講じていく必要があることから、実行計画を、「第1ステップ」（平成16年度から同22年度）、「第2ステップ」（平成23年度から同27年度）、「最終ステップ」（平成28年度から同32年度）ごとに策定す

ることとします。

第1ステップの実行計画は、現段階で実施可能な対策について実施主体、時期、方法などを具体的に定めるものとします。また、第2ステップ、最終ステップの実行計画は、前ステップ終了時に、対策の進捗状況や地下水質の改善状況について評価を行い、必要な対策を追加して策定することとします。

(3) 盆地全体が一体となった取組の推進

硝酸性窒素削減対策の推進に当たっては、盆地内1市8町、宮崎県、鹿児島県の関係行政機関や関係団体、事業者及び住民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて、総力を挙げて取り組むことが不可欠です。このため、これらの主体が構成員となる「都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会(仮称)」(以下、「協議会」という。)を設置し、パートナーシップによる地域ぐるみの取組を推進します。



第8章 良質な地下水の保全のための 硝酸性窒素削減対策

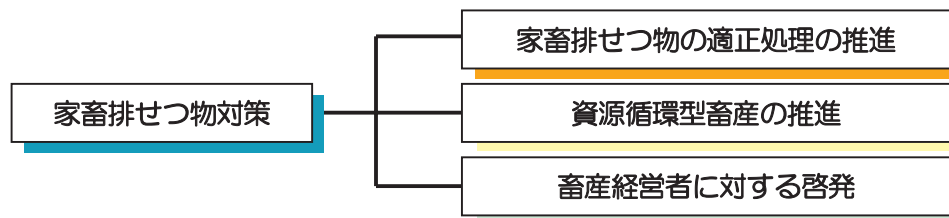
1 家畜排せつ物対策

都城盆地において家畜排せつ物からの窒素供給量が多いこと、地下水の硝酸性窒素濃度を上昇させる原因として家畜排せつ物の不適正処理が挙げられていることから、家畜排せつ物対策を実施します。

対策は、不適正処理を早急に解消し、処理施設の整備等による適正処理を推進します。

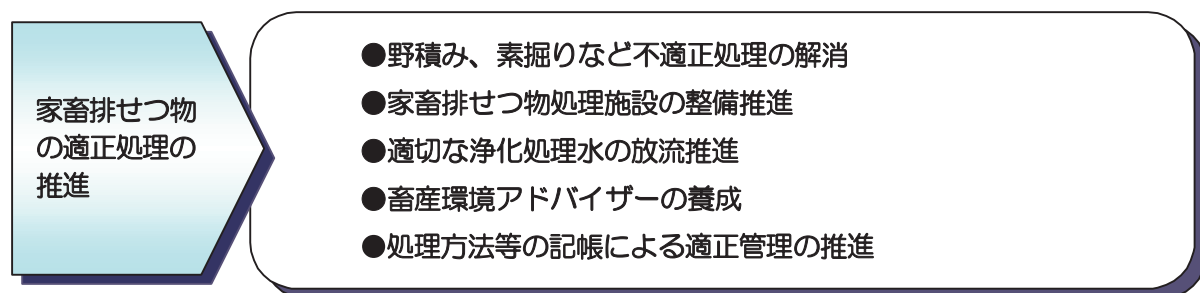
また、良質たい肥を生産し、有効利用する資源循環型畜産を推進します。

対策の推進に当たっては、畜産経営者の理解と協力が不可欠であるため、啓発に努めます。



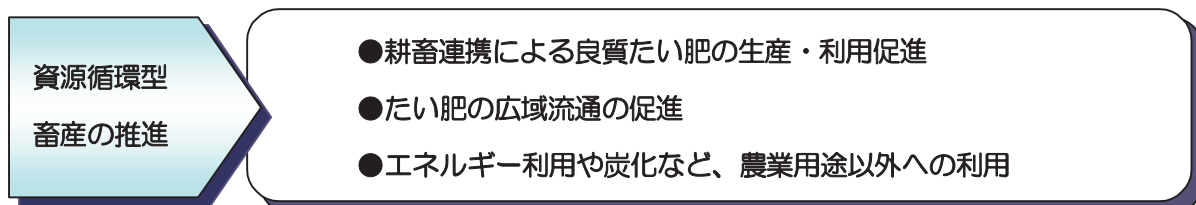
(1) 家畜排せつ物の適正処理の推進

不適正処理は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年 11 月施行）により、平成 16 年 11 月 1 日以降禁止されることから、早急に解消します。また、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備や適正な維持管理を推進します。



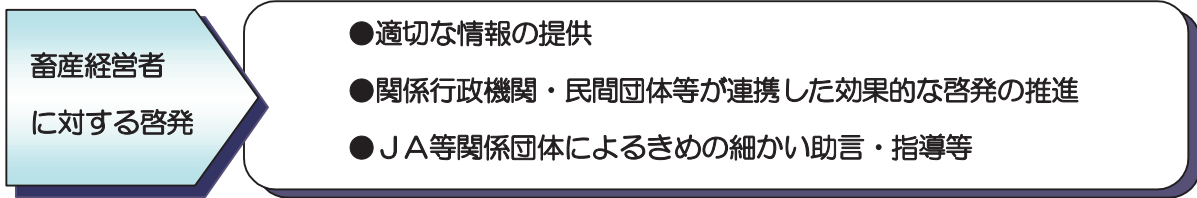
(2) 資源循環型畜産の推進

畜産部門と耕種部門が一体となった良質たい肥の生産及び有効利用を促進します。また、広域的なたい肥流通の一層の促進や農業用途以外への利用促進を図ります。



(3) 畜産経営者に対する啓発

畜産経営者自らが家畜排せつ物対策を実施できるよう、様々な情報提供を行うとともに、地下水保全への意識向上を図ります。

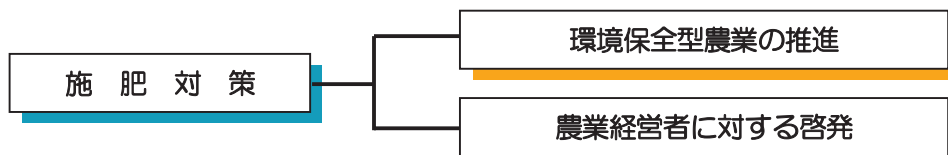


2 施肥対策

都城盆地において農用地への施肥による窒素供給量が多いこと、硝酸性窒素濃度を上昇させる原因として、畑地への施肥が挙げられていることから、施肥対策を実施します。

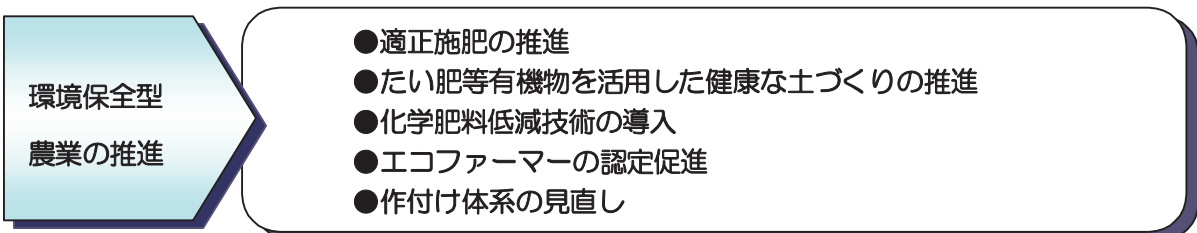
対策は、作物の収量及び品質の維持など、農業経営の安定を基本とし、農業と環境の共生・調和を目指した環境保全型農業を推進します。

対策の推進に当たっては、農業経営者の理解と協力が不可欠であるため、啓発に努めます。



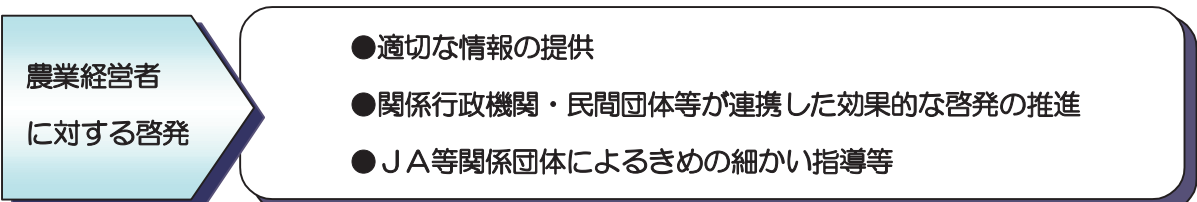
(1) 環境保全型農業の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月公布)に基づき、適正施肥や土づくりを推進します。また、化学肥料の低減技術の導入やエコファーマーの認定を促進します。



(2) 農業経営者に対する啓発

農業経営者自らが施肥対策を実施できるよう、様々な情報提供を行うとともに、地下水保全への意識向上を図ります。

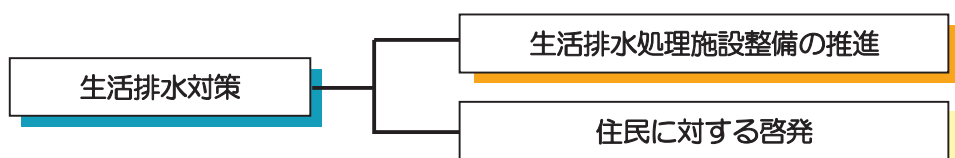


3 生活排水対策

都城盆地において生活排水からの窒素供給量が多いこと、地下水の硝酸性窒素濃度を上昇させる原因として生活排水の地下浸透が挙げられていることから、生活排水対策を実施します。

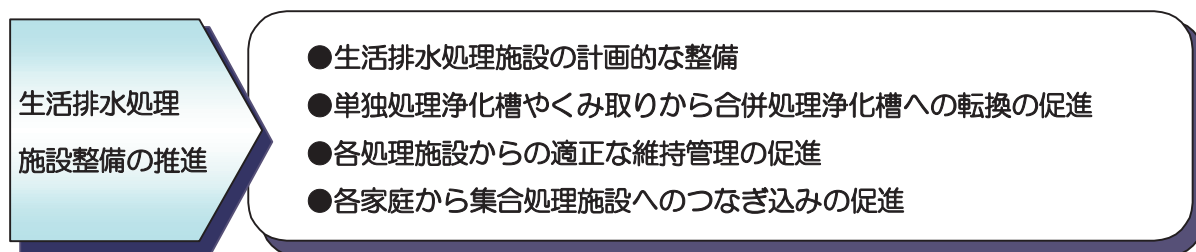
対策は、生活排水による負荷の原因は住民自身にあることを、住民が認識することを第一の目標に掲げ、その上で、生活排水処理施設の整備を推進します。

対策の推進に当たっては、住民の理解と協力が不可欠であるため、住民に対する啓発に努めます。



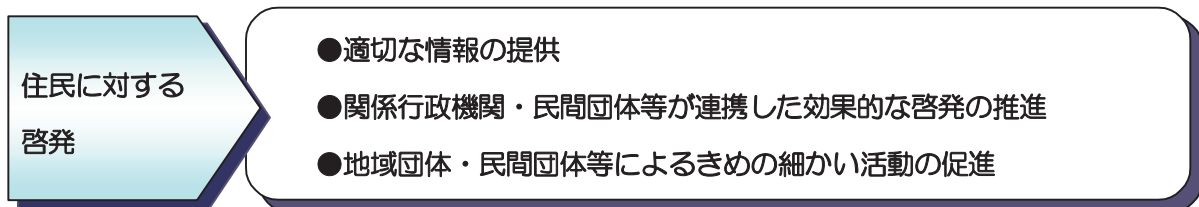
(1) 生活排水処理施設整備の推進

地域の実情に応じた生活排水処理施設の計画的な整備や維持管理を促進します。



(2) 住民に対する啓発

住民が家庭で生活排水対策を実践できるよう、様々な情報提供を行うとともに、水環境への意識向上を図ります。



4 その他の対策等

(1) 工場・事業場対策

工場・事業場対策は、適正な排水処理が行われるよう、工場・事業場への立入や排水検査による監視等を行います。

(2) 調査・研究

環境保全型農業技術の研究や開発に取り組み、確立した技術等については、速やかに普及・推進します。

また、盆地内での窒素動態についてはまだ不明な点が多いため、窒素動態に関する調査や研究を積極的に推進し、硝酸性窒素対策に活かします。

(3) 啓発

地下水中の硝酸性窒素濃度の現況や飲用による一般的な健康影響、硝酸性窒素濃度が上昇する要因と考えられるものなどについて、住民が容易に理解できるパンフレット等を作成し、住民自ら対策を講じるよう意識啓発を図ります。

第9章 飲用水対策

1 水道水対策

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、適切な浄水処理や水質管理が必須ですが、これと並んで水源の水質保全対策は重要な課題です。

水道は、湧水や地下水を水源としており、様々な事業活動や人の生活に関連しているため、水道水質保全の総合的な対策を講じることが重要であり、行政、事業者、住民がそれぞれの立場で果たすべき役割を担うべきものです。

水道事業における対策としては、次の4事項に取り組みます。

- 安全な水を安定的に供給するために、公共水道の普及を基本とし、水道未普及地域の解消に努めます。
- 水道普及地域内での未加入者に対し、水道の利用促進を図ります。
- 水道水の安定供給、水質確保のため水道事業の統合、広域化を図るとともに、老朽施設に対しては、計画的な更新及び配水管等の布設替えを行います。
- 定期的に水質検査を実施し、水道水の安全性確保を図ります。

2 飲用井戸水対策

飲用に供する井戸水などについては、定期的な水質検査や施設の保守・点検による汚染防止対策を指導することにより衛生を確保しています。

しかし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、土壌では浄化されません。また、塩素や煮沸により除去することは不可能であり、さらに、本格的な除去装置は、専門的な技術を要し、費用も高額のため、ほとんどが個人所有である井戸水などの浄水対策としては、適当といえません。

このため、飲用井戸水に対する対策としては、次の3事項に取り組みます。

- 井戸水の所有者等が責任を持って水質検査の実施や施設設備の保守点検を行うよう情報提供や啓発を行い、衛生を確保します。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、水道水質基準を超える井戸水などを使用する者に対しては、飲用指導を実施し、水道水の利用を促進します。
- 飲用井戸水等に係る地下水汚染の状況を把握するとともに、衛生確保に必要な措置を講じます。

第 10 章 計画の推進体制

1 計画推進のための体制づくり

計画を効果的に推進していくためには、関係行政機関や関係団体、事業者及び住民が、計画の趣旨を理解し、一体となって積極的な努力を重ねる必要があります。

そこで、これらの主体が構成員となった協議会を設置し、硝酸性窒素削減対策について協議を行い、総合的かつ計画的に推進します。

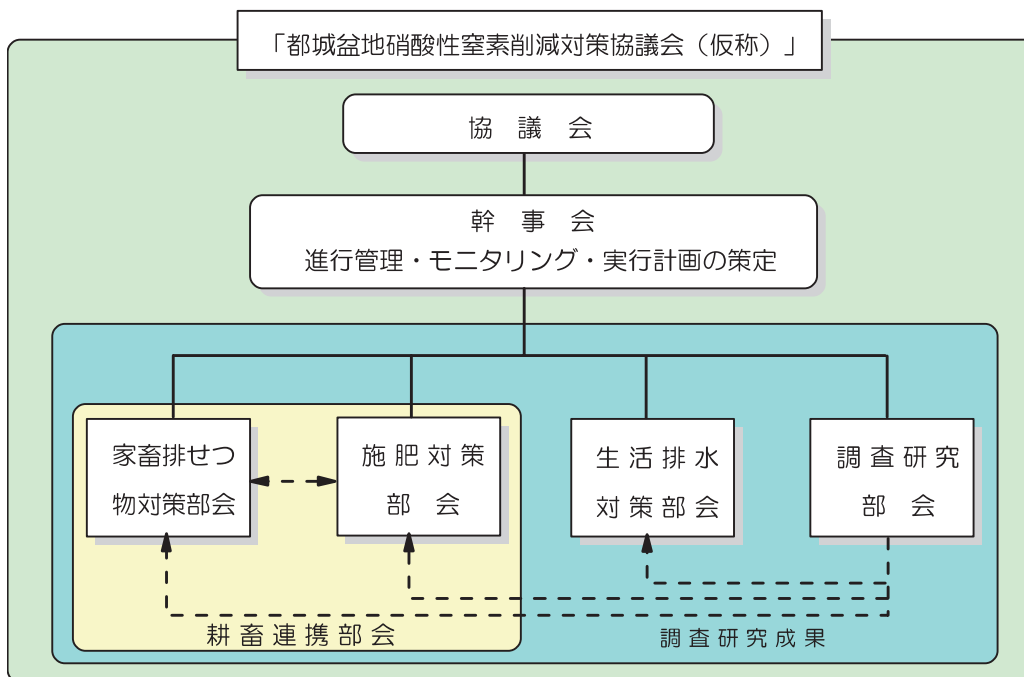


図 「都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会（仮称）」の組織

2 各主体の役割

この基本計画に基づく各種対策を効果的に実施するには、『市町』・『県』・『関係団体』及び『事業者』・『住民』といった様々な主体が連携を図りながら、それぞれが明確な役割のもとに取り組む必要があります。

(1) 都城市・三股町・山之口町・高城町・山田町・高崎町・高原町・財部町及び末吉町の役割

盆地内 1 市 8 町はこの基本計画に基づき、硝酸性窒素削減対策及び飲用水対策を推進します。実施体制の確立、財源の確保、住民への周知などを確実にを行います。また、水質の改善状況や対策効果の把握を行います。

啓発活動に関しては、地域や農村集落などグループ単位での積極的な啓発を行います。更に住民の意識や動向を正確に把握し、より効果的な啓発を行えるよう努力します。

(2) 宮崎県・鹿児島県の役割

宮崎県・鹿児島県は、この基本計画に基づく総合的な施策の推進を図るとともに、お互いの情報や市町との情報交換を密に行い、実施状況の把握・各事業実施時の調整など、進行管理を行います。

硝酸性窒素削減対策に関連した国や他県の動きや仕組みについて、積極的に情報収集を行うとともに、これらの情報を市町に提供します。

広域的に行うことが必要な啓発や、環境保全を目的とした民間団体等との連携を強化し、自主的な活動への広がりを促進します。

(3) JA等関係団体の役割

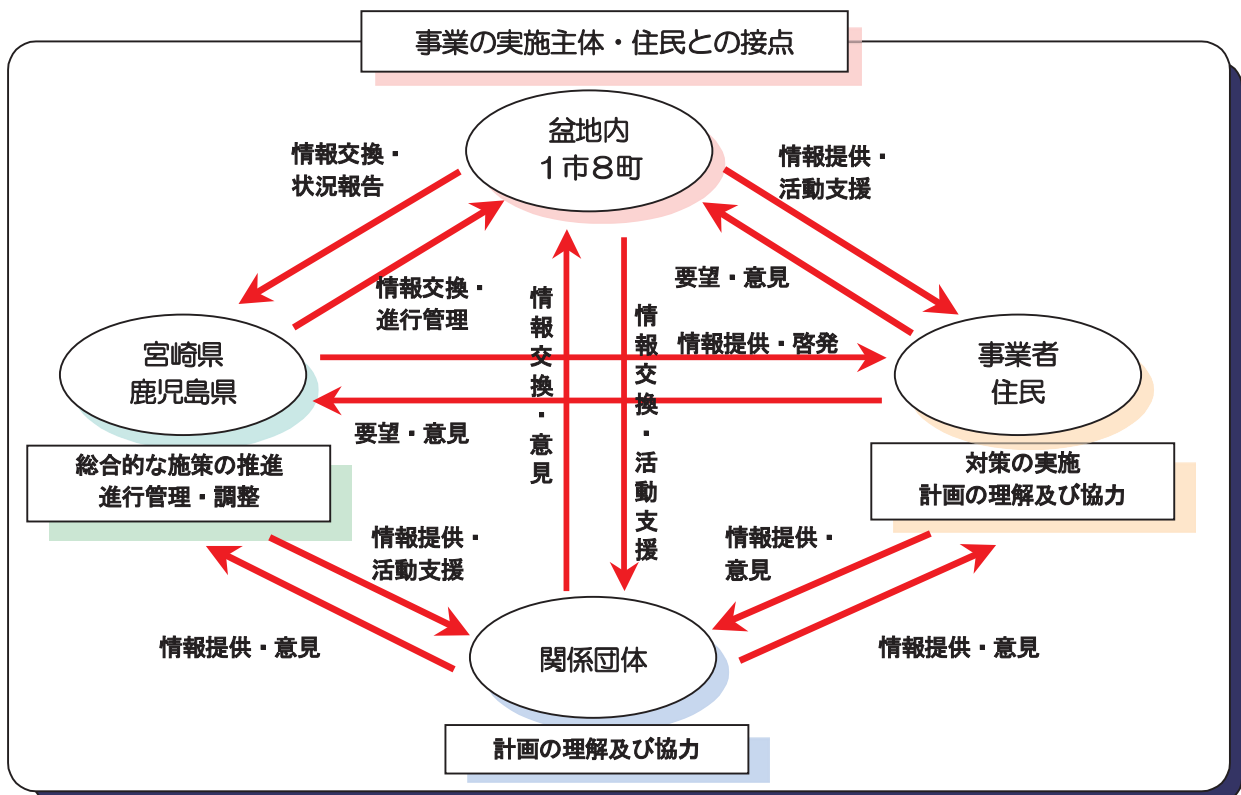
JAは、この基本計画の内容及び趣旨を十分理解し、市町や県が行う硝酸性窒素削減対策に協力し、削減技術の普及・指導を行います。

環境保全を目的とした民間団体等は、市町や県が行う啓発活動に協力し、住民の自主的な活動の広がりを促進します。

(4) 事業者・住民の役割

畜産経営者は家畜排せつ物対策を、農業経営者は施肥対策を実施します。工場・事業場等の事業者は適切な排水処理の管理を実施します。また、事業者は、この基本計画の内容及び趣旨を十分理解し、市町や県が行う硝酸性窒素削減対策に協力します。

住民は、生活排水対策を実施します。また、この基本計画の内容及び趣旨を十分理解し、市町や県が行う硝酸性窒素削減対策に協力します。



3 対策効果モニタリング

水質の改善状況や対策の進捗状況を把握・評価するために、地下水モニタリング及び各種対策毎の対策効果モニタリングを実施します。また、これらの内容やその実施方法については協議会で決定します。

4 計画の進行管理

計画に基づく各種対策の実施状況や地下水モニタリング及び対策効果モニタリングなどの結果について、定期的に協議会に報告し、対策の進捗状況と水質の改善状況を評価するとともに、見直しを行い、新たな対策の必要性などについて協議を行います。

都城盆地硝酸性窒素削減対策の工程表

期間 (年度)	16	17	18	19	20	21	22	H23 年度	H27 年度	H28 年度	H32 年度
ステップ	第1ステップから講じる対策							第2ステップから講じる対策		最終ステップから講じる対策	
実行計画	策定							策定		策定	
家畜排せつ物対策	<ul style="list-style-type: none"> 不適正管理・処理の解消 処理施設の整備推進 適切な浄化処理水の放流推進 畜産環境アドバイザーの養成 記帳等による適正管理の推進 良質たい肥の生産・有効利用 たい肥の広域流通の促進 たい肥以外での利用促進 農業用途以外への利用 畜産経営者に対する啓発 							第1ステップの対策の評価・見直し	第2ステップの対策の評価・見直し	第2ステップまでの対策の評価・見直しに基づく対策の実施	
施肥対策	<ul style="list-style-type: none"> 適正施肥の推進 土づくりの推進 化学肥料低減技術の導入 エコファーマーの認定促進 作付け体系の見直し 農業経営者に対する啓発 										
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の整備推進 合併処理浄化槽への転換促進 集合処理施設へのつなぎ込み促進 施設の適正な維持管理の促進 住民に対する啓発 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場対策 調査・研究 啓発 										